

違法伐採対策に関する自主的行動規範

徳島県木材認証機構

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。また、徳島県においては、合法性の証明に加え、産地や品質を証明する「徳島県木材認証制度」を策定した。

これらを踏まえ、川上側の代表である徳島県森林組合連合会と川下側の代表である徳島県木材協同組合連合会で構成する「徳島県木材認証機構」は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対表明）

- 1 当機構は、我が県の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外及び国内の森林の違法な伐採に反対を表明する。

（合法性等の証明された県産材製品の普及の促進）

- 2 当機構は、我が県の気候風土に適合している県産材製品等について、合法性、持続可能性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 3 当機構は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法及び徳島県が策定、公表した「徳島県木材認証制度のためのガイドライン」に即して、「徳島県木材認証制度実施要領」及び「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、徳島県森林組合連合会及び徳島県木材協同組合連合会の会員等の認定を行い、合法性、持続可能性の証明を有する県産材の供給及び徳島県で製造される木材製品の品質確保の促進に努める。

（他の団体との連携）

- 4 当機構は、違法伐採対策の推進に当たって、他の林業・木材産業関係団体、国産材のユーザー等との連携を図るものとする。

（情報の公開）

- 5 当機構は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上